

I. 広島県緩和ケア支援センターの概要

広島県緩和ケア支援センター長 挨拶

平成29年度広島県緩和ケア支援センター事業報告書がまとまりました。平成16年9月に緩和ケア支援センターが発足した当初から、毎年報告書を作成してきましたが、平成30年3月末で支援センターが廃止されることになり、これが最後の報告書となります。

緩和ケア支援センターが開設された平成16年頃と比較すると、10数年の間に緩和ケアを取り巻く状況は大きく変化しました。緩和ケア推進の原動力となったのは、平成18年6月に策定された第一期がん対策推進基本計画と、翌年4月から施行されたがん対策基本法です。そこには重点的に推進すべき項目として「早期からの緩和ケアの実施」が明記されました。これにより、それまで緩和ケアは緩和ケア病棟に入院している患者に対する終末期ケアと考えられていたのが、場所や時期を限定せずに提供される基本的なケアであることが示されました。

その後、平成20年度からは全国にがん診療連携拠点病院の指定が行われるようになり、それに伴って各拠点病院に緩和ケアチームの整備が義務づけられ、がん診療に携わる医師に対する研修会の開催が必須化されました。これまでに10万人を越える医師が緩和ケア研修会を修了したことも、緩和ケアの普及に大きな影響を与えました。

平成24年からの第二期がん対策推進基本計画では「早期からの」緩和ケアという表現が、「診断時からの」緩和ケアに変更となり、緩和ケアががんと診断された時から提供されるべき幅広い概念であることが示されました。

現在、全国のがん診療連携拠点病院数が400を越え、医師だけでなく緩和ケアを担う看護師や薬剤師に対する研修が計画され、相談支援センターの設置や情報提供なども充実してきています。また全国の緩和ケア病棟数も400を越えました。緩和ケアチームや緩和ケア病棟が提供する「専門的緩和ケア」という概念も定着してきているところです。

これまで広島県緩和ケア支援センターでは、広島県独自に各職種の研修・患者家族や医療従事者からの相談や情報提供などを担ってきましたが、緩和ケア支援センターとしては一定の役割は果たしたと考えて、今年度で廃止することになりました。

今後は健康福祉局がん対策課に緩和ケア推進機能を移行させ、まだ十分緩和ケアが届いていない一般病院や在宅や施設での緩和ケアを充実させていく予定です。

これまで広島県緩和ケア支援センターをご支援いただき、活動にご協力いただいた医師、看護師、薬剤師、MSW、介護福祉、行政の関係者の皆様方に対して、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。

平成30年3月

広島県緩和ケア支援センター センター長 本家 好文

I. 広島県緩和ケア支援センターの概要

1. 緩和ケア支援センターの位置づけ

緩和ケア支援センターは県立広島病院内に設置されています。

がん患者の増加により、がん医療の充実及び療養生活の質の向上が求められている中、県立広島病院内に県内の緩和ケアを推進する中核的な拠点として「緩和ケア支援センター」が設置されました。患者さんや家族の方が住み慣れた地域において、在宅や施設での希望に応じた緩和ケアが利用できる全県的な体制の構築を支援します。

1) 組織

(1) 県立広島病院概要 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

■病床 712 床(一般病床 662 床, 精神病床 50 床)

■診療科目

内科, 消化器内科, 内視鏡内科, 呼吸器内科, リウマチ科, 内分泌内科, 精神神経科, 消化器・乳腺外科, 整形外科, 形成外科, 皮膚科, 泌尿器科, 眼科, 耳鼻咽喉・頭頸部外科, リハビリテーション科, 放射線診断科, 放射線治療科, 歯科・口腔外科, 麻酔科, 循環器内科, 脳神経内科, 心臓血管・呼吸器外科, 脳神経外科, 救急科, 小児科, 小児腎臓科, 小児科(新生児), 小児外科, 産科, 婦人科, 腎臓内科, 緩和ケア科

■診療センター

救命救急センター, 成育医療センター, 脳心臓血管センター, 放射線センター, 腎臓総合医療センター, 地域連携センター, **緩和ケア支援センター**, がん相談支援センター, へき地医療支援室, 腫瘍センター, 消化器センター, 呼吸器センター

■職員(非常勤職員含む)

1,487 人(医師・歯科医師 214 人, 薬剤師 41 人, 診療放射線技師 28 人, 臨床検査技師 37 人, 看護師 860 人(産育休, 休職を含む), 栄養士 8 人, その他 299 人)

(2) 緩和ケア支援センター概要

■開所日

平成 16(2004)年 9 月 1 日

■規模構造

鉄骨造地上 3 階, 地下 1 階

(ほかに屋上庭園)

延床面積 4,211 m²



2) 緩和ケア支援センターの構成と役割

センターは、緩和ケア支援室と、緩和ケア科の 2 部門で構成しています。

緩和ケア支援室は県内全域に対し、情報提供, 総合相談, 専門研修, 地域連携支援, 地域緩和ケア推進事業を柱とする事業を行う役割を持っています。

緩和ケア科は、緩和ケア病棟, 緩和ケアチーム, 緩和ケア外来(診察)の役割を担っています。

広島県では、地域の実情に応じた緩和ケア地域ネットワークづくりを推進するため、平成 16 年か

● 組織構成

緩和ケア支援センター

緩和ケア支援室

緩和ケア科

緩和ケア病棟

緩和ケアチーム

緩和ケア外来

らの10ヵ年計画を立て緩和ケアの推進を行い、平成25年度からは、平成25年3月に策定された第2次広島県がん対策推進計画に基づき、施設（緩和ケア病棟、緩和ケアチーム等）および在宅緩和ケアの推進体制の整備により一層取り組んでいます。

ア 緩和ケア推進方策10ヵ年計画

【第1ステージ：平成16～17年度】点を創る

各圏域地域保健対策協議会の業務委託により、各圏域単位に「緩和ケア地域連絡協議会」を設置し、地域の特性に応じた緩和ケア推進事業を展開し、平成16年度から、緩和ケア支援センターは、その中核的拠点として緩和ケア地域連絡協議会等への専門的、技術的支援を中心に行いました。

【第2ステージ：平成18～21年度】点を増やす

平成19年度がん対策基本法の施行により、県内各二次医療圏に1ヶ所以上のがん診療連携拠点病院の指定、また緩和ケアチームの設置も進み、各地域で拠点病院を中心に緩和ケア推進体制が整備されます。当センターも拠点病院との連携や、各地域での緩和ケアの推進に向けた取り組みを行う団体への支援を継続的に行ってきました。

【第3ステージ：平成22～25年度】点を結ぶ

平成23年4月、県は地域のがん医療連携体制において中核的な役割を担う病院を県の指定するがん診療連携拠点病院に（「県指定病院」という。）指定し、平成24年3月、国指定がん診療連携拠点病院11施設、県指定がん診療連携拠点病院5施設となりました。

当センターが目指す「住み慣れた地域において、在宅や施設での希望に応じた緩和ケアが利用できる全県的な体制の構築」のより充実を図るため、平成22年度から3ヵ年計画で地域緩和ケア推進総合対策事業を実施し、介護保険施設職員を対象とした指導者派遣事業、緩和ケア講演会を開催し、広島県がん対策推進協議会緩和ケア推進部会において『介護保険施設におけるがん患者さんの看取りの道しるべ』を平成24年度に作成し、施設における実践活用、専門研修等の教材活用等を行ってきました。

また、緩和ケア病棟の設置数は、平成28年11月現在で広島県11カ所（201床）、全国では12番目に多い設置状況です。緩和ケア病棟未設置の二次医療圏は2カ所あります。

在宅の状況では、「死亡場所別死亡者状況」は、自宅での死亡割合（がん割合再掲）が、平成24年12.0%（6.9%）、平成25年12.2%（8.4%）、平成26年12.9%（8.4%）、平成27年12.1%（9.1%）と増加傾向にあります。

イ 第2次広島県がん対策推進計画【平成25～29年度】

広島県は「がん対策日本一」の実現を目指して、①がん予防、②がん検診、③がん医療、④緩和ケア、⑤情報提供・相談支援、⑥がん登録の6つの柱で県民、医療機関、行政が連携した対策を掲げました。その一つの緩和ケアは、次の内容の計画となっています。

★緩和ケアの目指す姿

- がんと診断された時から、希望する場所で、すべてのがん患者とその家族が、適切な緩和ケアを受けられる体制が整っている。
- “がんと共に”自分らしく生きるための地域における療養支援体制ができている。

★主な対策

- 緩和ケア病棟、緩和ケアチーム、緩和ケア外来の活動実績等の評価・公表を行うなど、施設緩和ケアの質の向上を図る。
- 在宅緩和ケアを提供する医療・介護・福祉関係者の顔の見える関係づくりを図るとともに、在宅緩和ケアコーディネーターを配置するなどにより、地域在宅緩和ケアの提供体制を構築する。

★みんなの取組

- 県民：緩和ケアの正しい理解に基づき、必要な緩和ケアを受ける。
- 医療機関：施設緩和ケアの充実や在宅緩和ケアに必要な連携強化や人材育成に取り組み、適切な緩和ケアの提供に努める。
- 介護関係機関等：在宅緩和ケアの連携強化や人材育成に取り組み、介護保険施設での緩和ケアの推進に努める。

2. 緩和ケア支援センターの職員構成（平成 29 年 4 月 1 日現在）

緩和ケア科は、医師 2 名、看護師 19 名で構成されています。

緩和ケア支援室は、室長(保健師)、看護師、保健師、事務職(医療事務嘱託員 3 名)の計6名です。

● 職員構成



